

新型コロナウイルス感染拡大防止勤労青少年ホーム運営管理基準

1 趣旨

勤労青少年ホームの施設利用について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」に基づき、感染症予防策を取り入れた運営を行うに当たり、運営管理基準を定める。

2 対象施設

勤労青少年ホーム

3 利用時の条件

(1) 来館者の制限

来館前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（又は平熱比1度超過）や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合は、来館を控えること。

(2) マスクの着用、手洗い等の実施

館内では、必ずマスクを着用し、手洗いや手指の消毒を徹底すること。

(3) 室内換気の実施

換気扇を稼働させるとともに、ドアや窓を開けて利用すること。

(4) 対人距離の確保

館内では、人との距離は最低1m（できれば2m）離れること。

(5) 飲食時の注意

飲食を行う際は、黙食、マスク会食等の感染予防策を徹底すること。

(6) 活動終了時の清掃等の実施

活動が終わったら、清掃、消毒等の実施を徹底すること。

(7) 速やかな入退館の実施

利用時間に合わせて来館し、利用後は速やかに退館すること。

(8) 利用者名簿の作成

参加者の利用者名簿を作成し、しばらくの間、団体に保管すること。

4 期間

期間は、令和3年12月1日から当面の間とする。

以 上